

2007年度

運輸安全報告書

静鉄ジョイステップバス株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本方針	・ ・ ・ ・ ・	P	3
2. 輸送の安全に関する目標および達成状況	・ ・ ・ ・ ・	P	3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	・ ・ ・ ・ ・	P	4
	(総件数および類型別の事故件数)		
4. 安全管理規程および安全統括管理者	・ ・ ・ ・ ・	P	4
5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	・ ・ ・ ・ ・	P	4
6. 輸送の安全に関する重点施策	・ ・ ・ ・ ・	P	4
7. 輸送の安全に関する計画	・ ・ ・ ・ ・	P	4
8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画	・ ・ ・ ・ ・	P	5
9. 事故、災害等に関する報告連絡体制	・ ・ ・ ・ ・	P	5
10. 輸送の安全に関する予算等の実績額	・ ・ ・ ・ ・	P	5
11. 輸送の安全に関する内部監査の結果およびそれを踏まえた措置内容	・ ・ ・ ・ ・	P	5



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- I. 道路交通法を遵守した事故防止
- II. 安心・安全をモットーとした安全輸送の徹底
(道路状況及び運行指示書の厳正な確認)

2. 輸送の安全に関する目標および達成状況

2007年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

	目 標	達成状況
1	<u>重大事故の撲滅</u> ・重大事故：ゼロ	○発生件数： 0件
2	<u>点呼執行業務の充実</u> ・点呼マニュアルの作成と統一化	○作成した統一方式にて実施
3	<u>乗務員教育の実施（個人面接対応）</u>	○教育計画に基づき実施 (例)外部研修、バス協会講習、事故防止セミナー、運行管理者講習会、運転士個人指導、高速道路教習等
4	<u>車両故障の削減対策</u>	×運行途中の車両故障：9件 (例)冷房故障、エンジクランクオイルシール交換、クラッチ、オイルフィルターケースのドレンプラグ脱落、ブレーキ系統

(○:達成 ×:未達成)

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2007年4月1日から2008年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0件

(類型別内訳)	(単位：件)
	2007年度
車内事故	0
車両事故	0

4. 安全管理規程および安全統括管理者

- ① 安全管理規程：(別紙1)『安全管理規程』参照
- ② 安全統括管理者：専務取締役 池田 敦

5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙2)『安全管理組織図』参照

6. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

- ① 運転士、ガイドの連携による車両後退時の下車誘導の徹底
- ② 死角に対する十分な確認、慎重な運転操作

7. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画は次のとおりであります。

防衛運転、厳正点呼、完全整備への更なる意識向上指導

8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

全社員に対して「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図るため、次のような教育および研修を行なっております。

1. 運転士の安全教育の実施
 - ①外部講師による事故防止コンサルティングの実施
 - ②雪上訓練の実施
 - ③運行管理者基礎講習会の受講
2. 面接指導・啓蒙活動の実施
 - ①交通安全運動前の啓蒙活動の実施
 - ②管理者による個人面接の実施
 - ③適正診断受診結果による面接の実施

9. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙3)『緊急連絡体制』⇒(地震、重大事故、非常召集体制、対策本部の設置)参照

10. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2007年度の輸送の安全に関する主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	主な項目	金額
費用支出	外部講師による事故防止コンサルティング	2,000
	雪上訓練の実施	300
	合計	2,300

11. 輸送の安全に関する内部監査の結果およびそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査は、2008年6～7月・12～3月に実施予定であります。

担当課（業務管理課）による営業所巡視

- ①重点指示事項についての取組状況確認
- ②点呼執行時の確認事項チェック（点呼簿チェック）
- ③アルコールチェック結果の確認

(別紙1)『安全管理規程』

安全管理規程

2006(平18)年10月1日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針

(安全管理に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全が最も重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- ④ 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講ずること。
- ⑤ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- ⑥ 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- ① 会社全体の年間目標
- ② 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するために、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講じる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保をするために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な責任者
- 2 営業部長「貸切バス事業の営業および管理担当」、総務部長「広報、財務、採用、労務管理・運行における管理、教育および車両整備担当」(以下「以下担当部長」という)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、担当部部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 4 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合における指揮命令系統については、他の取締役が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者から選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- ⑥ 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意思を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長はじめ取締役と営業車や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよ

うに努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講ずる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別紙緊急体制連絡網により行う。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ取締役または社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むような必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

- 第 14 条 第 5 条の安全目標を達成するため、必要な人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第 15 条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- また、重大事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全の確保のための業務改善)

- 第 16 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在より更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
(総件数および類型別の事故件数)
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
- ⑥ 輸送の安全に関する計画
- ⑦ 輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧ 事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨ 安全統括管理者、安全管理規程
- ⑩ 輸送の安全に関する教育および研修の計画
- ⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

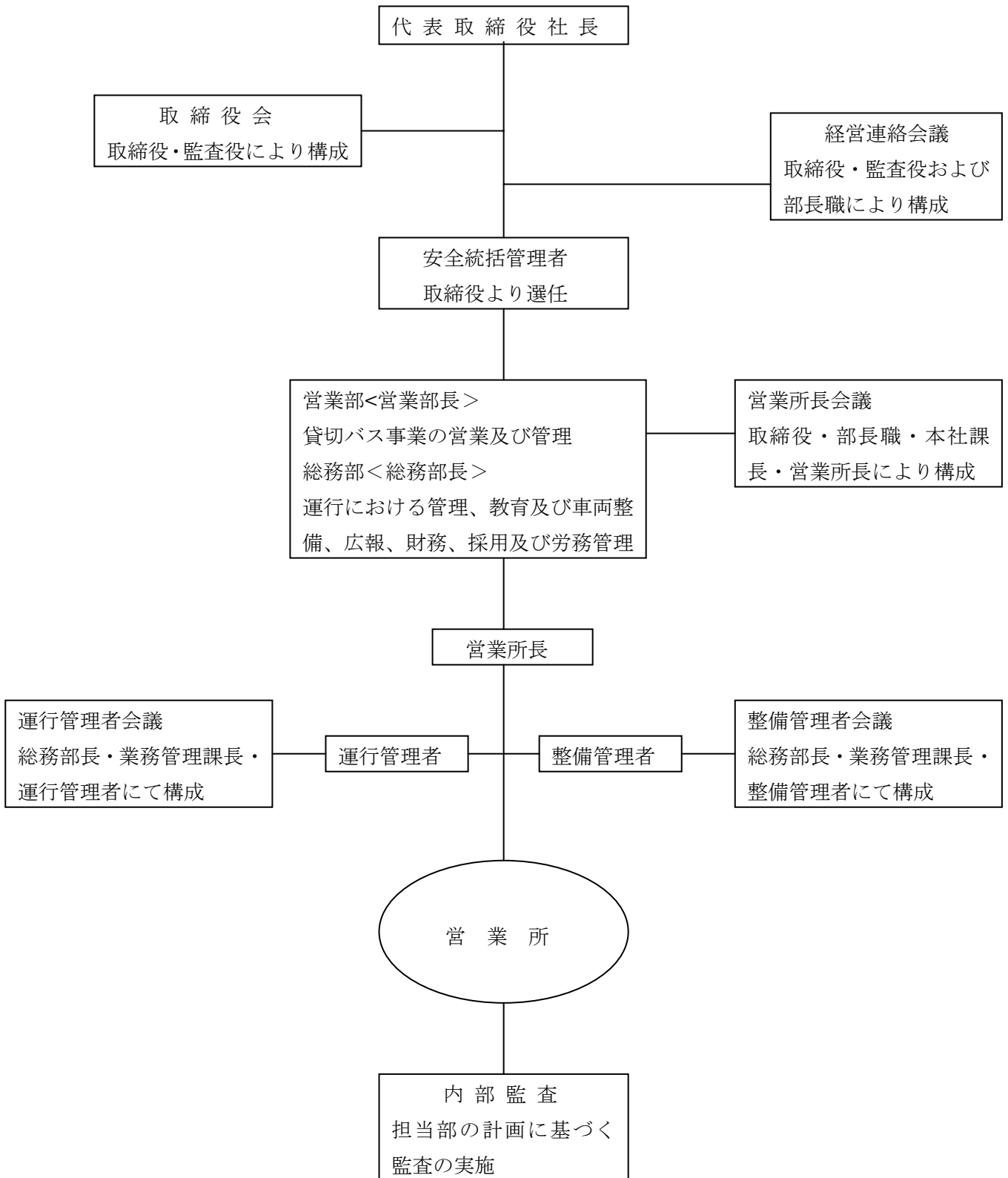
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

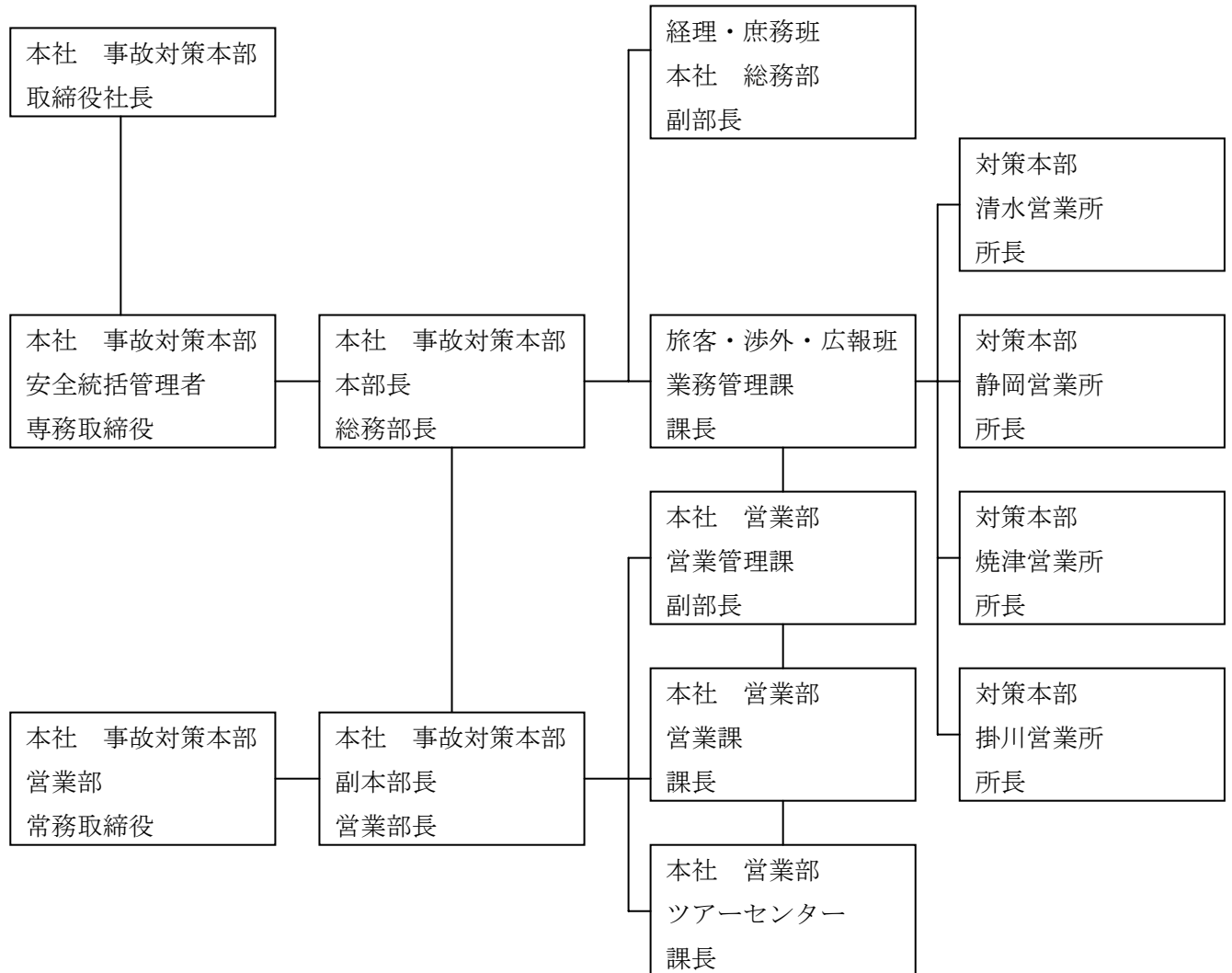
第 18 条 本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役等に報告した是正措置または予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

(別紙2)『安全管理組織図』



(別紙3)『緊急連絡体制』⇒(地震、重大事故、非常召集体制、対策本部の設置)



今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

総務部 (054) 257-7600

2007年度 運輸安全報告書

静鉄ジョイステップバス株式会社

〒421-0113 静岡市駿河区下川原南2-30

<http://orangetour.jp/index.html>

2008年6月発行